

消費税軽減税率制度説明会のご案内

東村山法人会は、東村山税務署及び東京税理士会東村山支部との共催により、法人・個人を問わず、管内の全て事業者の方を対象として、次の日程で消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

なお、説明会では、軽減税率対策補助金等に対するお問合せ先等についてもご案内いたします。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日			開催時間等
平成30年 5月	9日(水)	24日(木)	いずれも午後4時から、決算法人説明会又は新設法人説明会に合わせて開催します。 (50分程度の予定です。) ◇会場 東村山法人会館 東村山市本町1-23-6 ◇電話 042-394-7654 ◇参加費 無料 ◇持ち物 筆記具
平成30年 6月	6日(水)		
平成30年 7月	2日(月)	4日(水)	
平成30年 8月	7日(火)		
平成30年 9月	4日(火)	26日(水)	
平成30年10月	2日(火)		
平成30年11月	6日(火)	28日(水)	
平成30年12月			
平成31年 1月	8日(火)	23日(水)	
平成31年 2月	6日(水)		
平成31年 3月	6日(水)	27日(水)	